

認定 PCR の引用及び検証済み CFP データの利用について

平成23年3月10日

カーボンフットプリント制度試行事業事務局

本年1月から2月に開催された「カーボンフットプリント・ルール検討委員会」において、認定 PCR の引用等及び検証済み CFP データの利用に関する検討が行われ、その具体的な適用方法が取りまとめられました。今後、新たな PCR 認定及び CFP 検証を行う際には、本ルールに従って認定 PCR の引用等及び検証済み CFP データの利用を行って下さい。

なお、このルールは、試行事業を通じてより適切なものへと変更をしていくものである旨、ご留意下さい。

1. PCR 策定時に他の認定 PCR を引用する場合

①引用方法

- ・ PCR を引用する場合は、引用部分が明確になるように引用すること。
- ・ 「中間財 PCR」として認定された PCR をすべて引用する場合は、そのまま引用することができる。ただし、中間財 PCR であっても、一部分のみを引用する場合には、引用するライフサイクル段階やプロセスを特定する必要がある。
- ・ 「最終財 PCR」として認定された PCR の一部のライフサイクル段階やプロセスを引用する場合は、引用する部分を特定して引用すること。(例:「野菜および果実」の PCR を、他の食品の PCR の原材料データ収集において、引用 PCR として適用するケースでは、「野菜および果実」PCR のライフサイクル段階またはプロセスを特定し、当該 PCR に記載する)。

②基本的な引用ルール

- ・ 引用 PCR がある場合には、PCR フォーマット「3.引用規格および PCR」欄に記載する。
 - 引用 PCR は、認定 PCR 番号を特定せず、認定 PCR の名称を記載する(CFP 検証時には、原則として最新のものを適用する)。
 - ①のように、引用する部分が一部の場合は、引用した部分を特定すること。
 - 他の PCR が引用可能なライフサイクル段階やプロセスについて、ライフサイクル全体に対する寄与度が低い場合や、算定事業者が一次データ収集を入手することが困難な場合については、引用 PCR を用いた一次データの収集を行う代わりに、二次データを利用することができる。
 - 既存の PCR が存在し、それを引用しない場合は、PCR 認定時に正当化されなければならない。
- ・ 引用 PCR を用いてデータ収集するプロセスについては、引用 PCR にもとづきデータ収集を行うことを明記する。

2. 引用 PCR を含む PCR に基づいた CFP の算定・検証

①引用PCRの特定

- ・ 引用 PCR を含む PCR に基づいて CFP を算定する際には、適用した引用 PCR の認定 PCR 番号を明確にする。

3. 検証済み CFP データを引用した CFP 算定

①検証済み CFP データの引用

- ・ ライフサイクルの中で、CFP 検証済みの製品又は中間財を使用している場合には、その検証済み CFP データをそのまま引用することができる。
 - CFP 検証済みの製品又は中間財の PCR が、最終製品の PCR に引用されていることを前提条件とする。
 - これは一次データ収集と同等であるため、一次データとして扱うこともできる
 - ただし、類似製品の場合(同一製品で無い場合)は、一次データとしての引用はできない。
- ・ なお、検証済 CFP 値を引用する場合で、そのデータが最新の PCR に基づいた値で無い場合は、最新版 PCR と旧版 PCR の差異を確認し、検証結果に大きな影響を与えないことが明らかな場合には採用できる。ただし、その判断は、検証員及び CFP 検証パネルの判断に委ねる。

【改訂履歴】

(制定) 第一版 : 平成23年3月10日